

監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表します

令和3年9月3日

御所市監査委員 和田 正吾  
御所市監査委員 池田 靖幸

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 略

氏名 A

上記代理人

住所 略

氏名 弁護士 B

#### 2 請求書の提出

令和3年7月12日

### 第2 請求の内容

#### 1 請求の要旨（原文のまま）

御所市においては、かねてより地元猟友会の協力を得て、イノシシやシカなどの有害駆除事業を行っており、かかる有害駆除事業を行うに当たって、檻や暗視カメラ等の必要物品を購入し、保管してきている。平成23年度から令和2年度にかけて購入された物品の一覧は別紙1の通りである（以下、平成23年度から令和2年度にかけて購入された物品を「本件物品」と総称する。）。

しかしながら、本件物品がどの程度現存しているのかが明らかになる備品台帳等は一切整備されておらず（別紙2）、本件物品の現存状況を調査していない。これは、市が保管する物品の管理や点検を定めた御所市会計規則48条及び56条に違反するばかりでなく、御所市鳥獣害防止対策協議会会計処理規程24条（別紙3）にも違反する違法不当な事実である。請求人が聞き及んだところによると、本件物品の一部は何者かが持ち去るなどして行方不明になっているとのことである。なお、イノシシの檻については「備品保管票」なる文書が存在するが（別紙4）、これは現在の保管状況をあきらかにする文書ではない。

上記違法不当な事実によって、もし本件物品の現存状況を確認し、購入数と現存数に差異がある場合によってはその経緯を調査し、持ち去った者が判明した場合には損害賠償請求を行ったり警察へ被害届を提出するなど適切に管理されていたのであれば、本来であれば購入する必要のない物品についてまで補助金を交付し購入していたことになり、御所市に相当額の損害が生じていることは明らかである。

なお、念のため申し添えるが、本件物品の契約書上の購入主体は御所

市鳥獣害防止対策協議会となっていると思われるが、その購入資金は御所市からの補助金で賄われたものであり、かつ、購入後においても御所市が有害駆除事業に使用するために保管し管理しているものであるから（地方自治法239条、237条。別紙1及び別紙4も御所市が作成した文書である。）、本件物品の管理を違法又は不当に怠っている事実は住民監査請求の対象となることは明らかである。

よって、監査委員におかれては、市長や関係職員に対して、本件物品の保管状況を徹底的に調査し、場合によっては民事上及び刑事上の法的手段を採るなどの必要な措置を講じるよう勧告することを求める次第である。

## 2 事実証明書（略）

別紙一覧（いずれも写し）

別紙1 購入物品一覧

別紙2 行政文書部分開示決定通知書

別紙3 御所市鳥獣害防止対策協議会会計処理規程

別紙4 備品保管票

## 第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を具備するものと認め、令和3年7月13日に受理した。

## 第4 監査の対象事項

請求の要旨から御所市長（以下「市長」という。）及び御所市産業建設部農林商工課職員（以下、「市関係職員」という。）が御所市（以下「市」という。）の物品としての管理を怠っているか、又、市長及び市関係職員の物品管理が違法又は不当な怠る事実に該当するかを監査の対象事項とした。

## 第5 監査の執行

### 1 監査の期間

令和3年7月12日から同年9月3日まで

### 2 監査の対象部署

産業建設部農林商工課

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

令和3年7月29日に請求人に地方自治法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与え、陳述を聴取した。請求人は陳述の中で、請求の要旨について詳しい説明を行い、その内容を記載した「監査請

求」を提出した。

#### 4 関係人陳述及び証拠の提出

市長は、令和3年8月12日に弁明書を提出した。また、令和3年8月13日に産業建設部農林商工課の課長、主幹、農政係長から陳述を聴取した。

##### (1) 弁明の要旨（原文のまま）

#### 1 事実の認否

請求の要旨第一段落記載の事実については、否認する。有害鳥獣駆除事業は御所市鳥獣害防止対策協議会にて行われているものであり、物品購入もまた当該協議会で行われたものである。

請求の要旨第二段落記載の事実については、否認する。御所市会計規則は御所市の会計事務について必要な事項を定めたものであり、御所市鳥獣害防止対策協議会の会計事務について規定したものではない。

請求の要旨第三段落記載の事実については、否認する。御所市から御所市鳥獣害防止対策協議会へは御所市鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱に則り適法かつ妥当に補助金の交付が行われていた。

請求の要旨第四段落記載の事実については、否認する。有害鳥獣駆除事業は御所市鳥獣害防止対策協議会にて行われているものであり、請求人が本件物品と総称するものの保管・管理は当該協議会が行うものである。

#### 2 弁明の理由

##### 〔1〕 関係法令

##### ア 地方自治法

（寄附又は補助）

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

##### イ 御所市鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱

（補助対象経費及び補助金の額）

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

（補助金の交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、適当と認めるときは、御所市鳥獣害防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした対策協議会に対し補助金の交付の決定を通知するものとする。

##### 〔2〕 弁明事実

有害鳥獣駆除事業は御所市鳥獣害防止対策協議会により行われてい

る。檻や暗視カメラ等の物品は御所市鳥獣害防止対策協議会にて購入・保管がされているものであり、御所市として当該協議会に係る財産得・管理・処分を行った事実はない。

公金の支出については当該協議会の申請を御所市鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱及び御所市補助金交付規則に則り審査し、その事業実施経費に対して補助を行っていた。

## (2) 陳述の要旨

ア 弁明書のとおりで、補足する内容はない。

イ 市と御所市鳥獣害防止対策協議会（以下「対策協議会」という。）とは全く別の組織である。市としては対策協議会に補助金を出しているだけであり、市と対策協議会とで起案や文書を分けて作成している。

ウ 対策協議会に関する請求内容は、対策協議会に確認する内容である。

エ 対策協議会には市として産業建設部長が入っており、副会長になっている。また、対策協議会の事務局は市の農林商工課で、事務局長は農林商工課長である。

## 第6 監査の結果

### 1 認定事実

本件請求に関し、次の事実を確認した。

(1) 対策協議会では次の規約、規程（全て平成23年11月22日制定、平成24年10月22日改訂）を定め、会の運営を行っている。

- ・御所市鳥獣害防止対策協議会規約（以下「規約」という。）
- ・御所市鳥獣害防止対策協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）
- ・御所市鳥獣害防止対策協議会内部監査実施規程（以下「内部監査実規程」という。）
- ・御所市鳥獣害防止対策協議会事務処理及び文書取扱規程（以下「事務処理及び文書取扱規定」という。）

(2) 対策協議会において、規約第8条で「会長は、会務を総理し、対策協議会を代表する。」、会計処理規程第7条で「出納責任者は、会長とする。」と規定されており、会長は奈良県猟友会御所支部長である。また、規約第20条第1項で「総会の決定に基づき対策協議会の業務を執行するため、事務局を置く。」、同第2項で「事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。(1) 御所市」、同第4項で「対策協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。」、同第5項で「事務局長は、会長が任命する。」と規定されており、事務局長は農林商工課長である。

- (3) 有害鳥獣駆除事業については、市は対策協議会に補助金を交付することで、対策協議会が事業主体となり檻や暗視カメラ等の物品を購入して、事業を実施している。また、物品の保管も対策協議会が行うが、実務上事務局が管理を行う。
- (4) 事実証明書の別紙1「購入物品一覧」は対策協議会の事務局が作成したものである。なお、物品のうち、イノシシ防護柵は国の全額補助であるため、市の補助対象となる物品には該当しない。
- (5) 御所市会計規則第48条に規定する物品の交付、及び第56条に規定する物品の検収点検にいう「物品」とは、市が購入その他の理由により市の所有又は保管するものである。
- (6) 市の補助金交付事務については、御所市鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱（平成25年2月6日御所市告示第19号）に基づき、対策協議会からの補助申請を受けて、内容を審査したうえで、補助金を交付している。
- (7) 地方自治法第239条の物品については普通地方公共団体の所有する動産の、また第237条の財産の管理及び処分については普通地方公共団体の財産の規定である。また、事実証明書の別紙1「購入備品一覧」は前述の通り、別紙4「備品保管票」は票中に「御所市鳥獣害防止対策協議会」と明記されていることから、対策協議会の文書である。

## 2 監査委員の判断

監査委員の合議により本件請求を却下する。

以下理由について述べる。

財産管理を怠る事実に関する住民監査請求は、市の財産管理行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となるものであるが、本件請求において請求人は、本件物品を購入する対策協議会が実体を伴わない形式的な組織であり、実質的に市が財産管理行為を行う主体であるとして、市の財産管理行為を違法・不当行為であると主張しているものと解して、慎重に監査を行った。

監査した結果、対策協議会では、規約、会計処理規程、内部監査実施規程、事務処理及び文書管理規程が定められ、毎年総会が開催されており、その総会での決定に基づき市に対して補助金の交付申請が行われていた。一方、市から対策協議会に対する財務会計行為については、対策協議会からの申請に基づき補助金が交付されているだけであった。

ゆえに、対策協議会は市とは別の、実体のある組織であることは明らかであるため、請求人が主張する本件物品の財産管理行為の主体は対策協議会であり、市であるとする主張は認められない。つまり、本件請求にある本件物

品は、対策協議会が購入した財産であって、市の財産ではなく、御所市会計規則に規定する物品に該当しないことから、市が本件物品の管理を違法又は不当に怠っている事実があるとは言えない。

よって、市長並びに市関係職員に関する本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法と認め、却下と判断する。

#### 監査委員の要望

市職員が公務として市の業務だけでなく協議会等の業務を担う場合は、市と協議会等とは別の組織であり市と異なる統制、立場になることから、それらの点を十分に理解され、協議会等での適正な業務の執行に努められるよう望むものである。

令和3年9月3日

御所市監査委員 和田 正吾  
御所市監査委員 池田 靖幸